



2006年9月発行 第1号

ICRC広報

読者の皆様へ

赤十字国際委員会（ICRC）が発行する「ICRC広報」第1号にようこと。私たちは、赤十字国際委員会が世界規模で、とりわけアジア太平洋地域において実施している様々な人道的活動の概観を皆様にお届けすることを目的としています。この「ICRC広報」を読んでいただくことで、皆様が私たちの活動に対してより一層の関心を抱いていただければ幸いです。

レバノンであろうとソマリアであろうと、またはスーダンであろうとコロンビアであろうと、あるいはこの地域においてはスリランカであろうとフィリピンであろうと、武力紛争は、一般市民や抑留された人々、傷病者に多大な悲劇をもたらします。赤十字国際委員会は、毎年数百万の人々に援助と保護をもたらすことによって、これらの人々の苦しみを紛争の現場で軽減するために活動しています。厳正中立かつ独立した完全に人道的な機関として、赤十字国際委員会は世界のあらゆる紛争の最前線での双方犠牲者に接触するように努力しています。

日本のような平和な国々においては、赤十字国際委員会の最も重要な任務は、武力紛争によってもたらされる人々の苦しみを制限するために国際社会によって考案された様々な法規の集合である、国際人道法（IHL）についての意識を高めることです。そのために赤十字国際委員会は、政府や日本赤十字社、自衛隊、大学などの重要機関との接触ならびに連携の構築を模索しています。

今号の「ICRC広報」では、赤十字国際委員会の世界規模での活動範囲の概念を理解していただくために、私たちの最新の年次報告書からいくつかの重要なデータをご紹介します。また、日本政府から多大な援助を受けたプロジェクトである、スーダン南部のジュバ教育病院での私たちの活動についての記事を特集します。そして最後に、日本における赤十字国際委員会の活動計画を担当している、マレーシアのクアラルンプールにある私たちの地域代表部事務所をご紹介します。

理念から行動へ

第二次世界大戦の終結から60年以上経った今も、日本で最もよく知られている赤十字国際委員会（ICRC）の代表は、マルセル・ジュノー博士でしょう。彼は、広島で原爆によってもたらされた悲惨な惨状を目撃した最初の外国人医師でした。人道理念に対する確固たる信念に動かされる一方で、ジュノー博士は、人道的活動が変化する状況や新たに生じるニーズに絶えず応じていかなければならないことを知っていた現実主義者でもありました。赤十字国際委員会は、理念や原則は、それらが弱者を助ける具体的な活動に反映されなければほとんど価値を見出せないことを認識しています。

私たちは、日本のような国からの政治的・精神的・財政的な支援がなければ活動することができないでしょう。私は、赤十字国際委員会が日本語で発行する初めての定期刊行物である「ICRC広報」が、私たちと目標を分かち合う全ての日本人の人々とのさらなる対話のきっかけとなることを期待しています。従いまして、この「ICRC広報」を、皆様のご同僚、お友達で関心を持たれるかもしれない方にも転送していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

ワーナー・カスパー
(Werner Kaspar)
赤十字国際委員会（ICRC）
クアラルンプール地域代表部



写真：レバノン、チレ
ICRC職員、チレの破壊現場にて

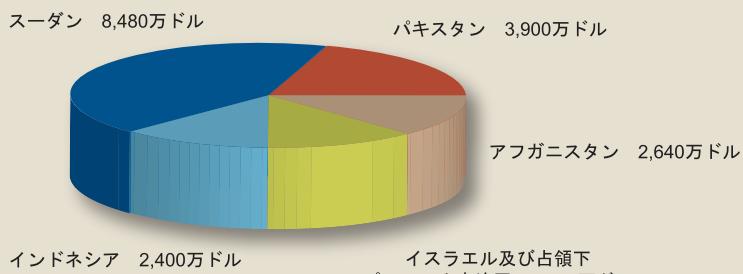
ICRC



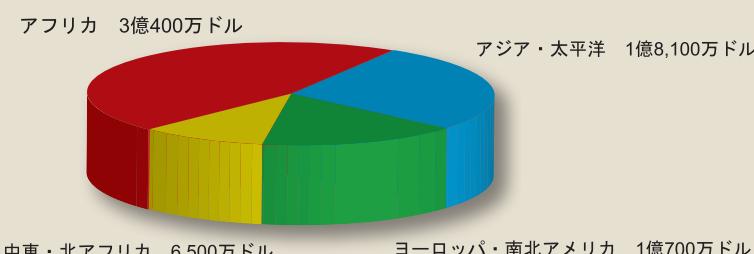
© ICRC/CLARKE, Fred

2005年におけるICRC活動

支出額から見た2005年の5大活動
(米ドル)



事業費の大陸・地域別内訳
(米ドル)



事業費総額：6億5,600万ドル

- 76ヶ国、2,600ヶ所の収容所に拘束されている530,000人近くの被抑留者を訪問しました。46,000人を超える被抑留者が個別に監視を受けました。
- 戦争や災害で離れ離れになった家族の連絡を支援する960,000通の赤十字通信を取り次ぎました。
- 難民、帰還者、武力紛争による影響を受けた人々を含む110万人に食糧を配給しました。
- 290万近くの人々に生活必需品や衛生用品を供給しました。
- 37ヶ国において1,100万を超える人々に恩恵をもたらす、水、衛生、建設にかかるプロジェクトを計画しました。
- 世界中で約240万人の助けとなる278ヶ所の医療施設を支援しました。
- 国際人道法の普及、安否調査などの分野において、141社の各国赤十字社・赤新月社を支援しました。
- 1,500人の外国人職員を含む、約12,200人の職員を雇用しました。

写真：パキスタン、チナリ村、ジェヘルム渓谷（2005年）
日本赤十字社の診療所で治療を受ける子供。日本赤十字社の移動診療所が赤十字国際委員会との協力で設営されました。



© ICRC/HEGER, Boris

希望の兆し スーダン南部、ジュバ教育病院

1993年に赤十字国際委員会（ICRC）は、スーダン南部を荒廃させた内戦による負傷者を治療するための外科チームを派遣し、ジュバ教育病院（Juba Teaching Hospital）での活動を開始しました。赤十字国際委員会はまた、ジュバの町ならびに周辺地域の人々に適切な緊急外科治療と術後処置を施す目的で、検査施設を設置し、X線機器を提供しました。赤十字国際委員会はその後もこの病院への支援を継続し、現在は16人の国際職員が常駐しています。

病院には看護学校の学生230人を含む、400人の看護職員がいます。教育を通じて彼らの能力を育てることが赤十字国際委員会の優先事項であり、熟練した看護スタッフが、技能の向上と活性化のために、学生たちの指導に日々携わっています。2002年以後、赤十字国際委員会は検査室と手術室で働く一般医療助手と彼らのカウンターパートの指導を行ってきました。赤十字国際委員会の外科医と医師は、病棟での学生の実践指導に携わっています。

ジュバ教育病院に初めて訪れた人は、廊下や病棟に溢れかえる人の多さに圧倒されます。病気の赤ん坊を抱えた女性たちが外来患者の診察予約を調整している看護師の周りを取り囲み、その一方で見舞いに訪れた人が建物を出入し、構内で食事が準備されています。混乱の中にあって、赤十字国際委員会の小さな事務室は平穏な場所です。停電が頻繁に起こりますが、病院管理の日常業務は続けられます。

多額の資金援助もまた、医薬品、医療用品、手術用備品に加えて、検査室の設備や化学薬品、血液銀行をも含めた赤十字国際委員会の病院への定期的な援助を可能にしました。これらの資金援助によって、衛生用品、シーツ、職員の制服、病院の発電機の燃料が供与され、患者の食事の費用がカバーされています。赤十字

国際委員会はまた、病院の根本的な補修工事を支援しています。

53歳のスーダン人看護婦長助手、マーガレット・シッティは、30年前にジュバ教育病院で仕事を始めました。「戦前にはこの病院に50人くらい医師がいました。」と彼女は話します。「でも治安情勢の悪化で、ほとんどの医師がジュバを離れていました。病院への支援はなく、退廃していきました。患者は自分で薬を用意しなければなりませんでした。消毒薬、電力、水の供給は不足し、職員の給料は支払われませんでした。」

マーガレットは、赤十字国際委員会（ICRC）の支援を受けた病院が、患者が最善の治療を受けられることを自覚できる場所に変わったことに気付きました。2005年1月のスーダン政府と反政府勢力の和平協定の調印以後、ジュバ教育病院はこれまで以上に地域外から通う患者にとっても利用しやすくなりました。2006年1月から5月にかけて、ジュバ教育病院は6,400人の内科患者を受け入れ、1,300回以上の外科手術を実施しました。

病院スタッフと学生の献身、資金供与者からの援助、ならびに赤十字国際委員会と現地の保健機関との連携によって、マーガレット・シッティの記憶に残るジュバ教育病院における戦時の危機的な状況は、今となっては遠い昔の思い出にすぎません。

赤十字国際委員会ジュバ、アブー・バクル・ガマンガ

写真：スーダン、ジュバ教育病院にて、ICRC看護師による授業



東アジア・東南アジアにおける 国際人道法の普及

武力紛争の最中に保護と援助を提供するというよく知られている任務のほかに、赤十字国際委員会（ICRC）は、戦争によって苦しむ人々を減らすことを目的として策定された様々な法規の集合である国際人道法（IHL）についての認識を高め、その実施を促進しています。国際人道法は、敵対行為に参加しない、あるいはもはや参加していない全ての人々を保護します。国際人道法には、日本を含むあらゆる国家が締約しているジュネーブ条約に加えて、敵対行為の実施や化学・生物学兵器、対人地雷などの特定の武器の使用の禁止または制限を規定する協定が含まれます。

国際人道法（IHL）が有効であるためには、武力紛争に直接関与していない国々を含めて、それが国家レベルで認識され、実施される必要があります。赤十字国際委員会の法律諮問サービスと赤十字国際委員会の法律専門家の世界的ネットワークは、国際人道法の規範を国の法律に組み入れることに关心のある国家を支援しています。また、アジア太平洋地域を含む多くの国々において、赤十字国際委員会の専門家は、省庁間の国際人道法委員会を組織する政府の取り組みを支援しています。

軍隊・治安部隊の訓練

国際人道法（IHL）に関する知識は、とりわけ、交戦国としてあるいは国際的な平和支援活動の一員として、武力紛争の状況にかかわる可能性のある軍隊や治安部隊にとって重要です。主として退役軍人や警察官といった経験豊富な代表者の協力を得て、赤十字国際委員会（ICRC）は軍隊や治安部隊に国際人道法を訓練します。

プログラムに組み入れる最適な方法について助言しています。

赤十字国際委員会は、国際人道法（IHL）を国際法または国際関係論の講座の一環として教えている大学と定期的に協力しています。赤十字国際委員会はまた、様々な画期的な学習方法を取り入れて中等学校の生徒に国際人道法についての理解を促す「人道法の探究」プログラムを通じて未来のリーダーたちに接触しています。

東南アジアならびに日本を含む東アジアにおけるこれらの活動は、マレーシアのクアラルンプールに拠点を置く赤十字国際委員会（ICRC）の地域国際人道法（IHL）センターが中心となり、責任を担っています。センターの職員は、日本赤十字社と緊密に協力しながら、政府、自衛隊、大学や、武力紛争の犠牲者の法的保護の強化に关心のあるその他の関係者と定期的に連絡を取っています。

写真：マレーシア、クアラルンプール

慣習国際人道法に関するICRC会議の参加者

T2006.83/209

赤十字国際委員会（ICRC）の活動についてさらに詳しく知りたい方は、下記の担当者までご連絡ください：

- 軍隊・警官隊…ニック・ノップス、スペンド・ディッシング
- 法律諮問サービス…アレキサンダー・フェット
- 大学…ウメシュ・カダム教授
- 人道法の探究…スクダブ・シン

クアラルンプール地域代表部

Level 11, Wisma UOA Damansara
No. 50, Jalan Dungun, Damansara Heights
50490 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel: +60(3) 2084 1800
Fax: +60(3) 2084 1999
e-mail: kuala_lumpur.kua@icrc.org
www.icrc.org



ICRC